

て往來するものあり、是をみて其町人は申に及ばず、よの町衆までも、他のひをやみ、腹をすへかねて云ける様は、乗物にのる人は、智者、上人、高家の面々、其外の人達にも位なくては乗がたし、されば江戸町には、奈良屋、樽屋、北村とて、三人の年寄あり、町の者がのるならば、先此等の人こそるべけれ、人もゑ、玄らぬ町人の分として、上もをそれず、世のひけんをわきまへず、推參やつめが振舞かな、あはれ我人に路次にてさわれかし、こととがめして、よりあふて乗物をふみやぶり、自慢顔する男めを、海道にふみころばし、頭をもたげさせず、物はきながら、むす／＼と玄やつらをふみたくり、土にまみれて、見たもなき姿を往來の人に、見せばやなんとて玄かりつるが、今みれば、いかなる町人も乗と見へたりといへば、かたへなる人の曰、義は宜なり、時の宜に玄たがふといへるなれば、當世流行物たれとても乗りて見よきなり、さればせつなの榮花も、こゝろをのぶることわりをおもへば、無爲のけらくにをなじ、略中 松樹千年、ついに朽ぬ、槿花一日、をのづから榮なりなど云て、高きも賤しきも乗興する所に、此由公方徳川秀忠に聞召、慶長十九年、御法度被仰渡趣。

雜人ほしいまゝに乘興すべからざる事

古來其人に依て、御免なく乗家有之、御免已後、乗家有之、然るを昵近家老諸卒に及ぶ迄、乘興誠にらんすい、の至りなり、向後に於ては、國大名以下一門の歴々、并醫陰の兩道、或は六十以上之人、或は病人等は、御免におよばず、乗べし、國々の諸大名の家中に至りては、其主人、仁體をゑらみ、吟味をとげ、是をゆるすべし、みだりに乗らしめば、くせ事たるべき者也、但公家、門跡、出家の衆は、制のかぎりにあらずと云、是に依て今は諸人子細なくして、乘興することあたはず。

〔憲教類典五之十九大坂町中

覺略中